

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 6 月 24 日

水 曜 日

第 3925 号

目 次

規 則

○富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 6 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第47号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 の 2 第 2 項 を 削 り、 同 条 第 3 項 中 「 第 1 項 」 を 「 前 項 」 に、 「 は 名 簿 」 を 「 は、 名 簿 」 に 改 め、 「 し、 前 項 の 規 定 に よ る 申 請 が あ つ た と き は 免 許 証 を 書 き 換 え て 申 請 者 に 交 付 」 を 削 り、 同 項 を 同 条 第 2 項 と し、 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

（書換え交付の申請）

第 4 条 の 3 二級建築士又は木造建築士は、前条第 1 項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を知事に申請するものとする。

2 前項及び法第 5 条第 3 項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真をはり付けた別記様式第 2 号の 3 による登録事項変更届書又は書換え交付申請書に、免許証又は免許証明書を添えて知事に提出するものとする

る。

第 6 条第 5 項中「係る届出があつた」を「掲げる場合に該当する」に改め、「免許証」の次に「又は免許証明書」を加える。

第 10 条の 11 中「第 4 条の 2、第 5 条」を「第 4 条の 2 から第 5 条まで」に、「及び第 2 項」を「及び第 4 条の 3 第 2 項」に、「同条第 2 項中「免許証の書換え」を「同条第 1 項中「免許証の書換え」に、「同条第 3 項及び第 6 条第 5 項中「免許証」とあるのは「」を「同条第 2 項中「法第 5 条第 3 項の規定により免許証」とあるのは「法第 10 条の 21 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 5 条第 3 項の規定により」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 23 条の 5 第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

別記様式第 2 号の 3 中「(第 4 条の 2 関係)」を「(第 4 条の 2、第 4 条の 3 関係)」に、「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 3 第 1 項」に、

登録年月日	年 月 日	写真ちよう付欄	を
登録番号	二級建築士 第 号 木造建築士		
変更年月日	年 月 日		
変更理由 (具体的に 記入のこと。)			

登録年月日	年 月 日	写真ちよう付欄	に改
登録番号	二級建築士 第 号 木造建築士		
変更年月日	年 月 日		
変更理由 (具体的に 記入のこと。)			
講習受講履歴 記載希望	有・変更無・無		

め、同様式備考 1 中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は写真の変更を希望する者」を加え、同様式備考に次のように加える。

- 5 講習受講履歴記載希望の欄は、講習受講履歴に変更がない場合は、変更無を○で囲むこと。有を○で囲んだ場合は、建築士法第 22 条の 2 第 2 号若しくは第 3 号に定める講習又は同法第 24 条第 2 項に規定する講習の修了証の写しを添付すること。

別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号 (第 18 条関係)

一級建築士事務所 二級建築士事務所登録事項変更届書 木造建築士事務所		
次のとおり建築士事務所の登録事項に変更がありましたので、建築士法 第 23 条の 5 第 1 項 (同条第 2 項) の規定により届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 氏名 印 [法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]		
富山県知事 殿		
建築士事務所	名称	
	所在地 (郵便番号) 電話番号 () -	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日 年 月 日 登録番号 第 号 変更年月日 年 月 日	
変更事項	<input type="checkbox"/> 建築士事務所の名称	<input type="checkbox"/> 建築士事務所の所在地
	<input type="checkbox"/> 開設者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 法人の役員 (別紙 1 のとおり)
	<input type="checkbox"/> 管理建築士の氏名及び一級、二級又は木造の別	<input type="checkbox"/> 所属建築士 (別紙 2 のとおり)
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※処理欄		
備考		
1 ※印のある欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。 3 建築士事務所の欄には、変更前の内容を記入すること。 4 法人の役員又は所属建築士に変更があつた場合は、別紙 1 又は別紙 2 を添付すること。		

別紙 1

役員名簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	役名	生年月日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日

備考

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

別紙 2

所属建築士名簿

1 新たに所属建築士となつた者

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別	登録 番号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合に あつては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属 した 年月 日

2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別	登録 番号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合に あつては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属 を外 れた 年月 日

変更前			変更後		
	一級建築士	名		一級建築士	名
	二級建築士	名		二級建築士	名
計	木造建築士	名	計	木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名		構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名		設備設計一級建築士	名

備考

- 「2 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」には、従前に登録された全ての所属建築士を記入すること。所属を外れた建築士については、所属が外れた日を記入すること。
- 記入欄が不足する場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 6 月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県建築士法施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)
